

法然上人二十五靈場の改定について

山 本 博 子

一

法然上人二十五靈場の巡拝は、五百五十年遠忌を契機として江戸時代に始められたようである。^①二十五靈場の制定は靈沢撰『円光大師二十五箇所案内記』（明和三年刊）に始まり、それ以後数回にわたって靈場の一部が改められ、現在に至っている。本稿は、明治以降、大正・昭和期の改定に至る経緯について明らかにしようとしたものである。

二

靈沢撰『円光大師二十五箇所案内記』における二十五靈場は次のとおりである。①美作 誕生寺 ②讃岐 ③法然寺 ④播磨 十輪寺 ④尼ヶ崎 如来院 ⑤勝尾寺 二階堂 ⑥四天王寺 念仏堂 ⑦大阪 一心寺 ⑧大川 報恩講寺 ⑨当麻 奥之院 ⑩香久山 法然寺 ⑪東大寺 竜松院 ⑫伊勢 欣浄寺 ⑬清水 滝山寺 ⑭小松谷 正林寺 ⑮伏見

源空寺 ⑯粟生 光明寺 ⑰嵯峨 二尊院 ⑱清滝 月輪寺 ⑲京寺町 法然寺 ⑳京寺町 誓願寺 ㉑大原 勝林寺 ㉒百万遍 知恩寺 ㉓京寺町 清浄華院 ㉔黒谷 金戒光明寺 ㉕総本山知恩院。これらの内八ヶ所が、③播磨 十輪寺↓室津 浄雲寺 ⑥四天王寺 念仏堂↓兵庫 名号石 ⑧大川 報恩講寺↓高野山 円光大師御廟 ⑪東大寺 竜松院↓奈良 大仏殿 ⑰嵯峨 二尊院↓嵯峨 釈迦堂 ⑱清滝 月輪寺↓太秦 西光寺 ⑲京寺町 法然寺↓鹿ヶ谷 法然院 ⑳京寺町 誓願寺↓比叡山 報恩蔵、のように大正十二年に改められた。

まず、この大正年間の改定に至る経過を追いたい。二十五靈場の改定について、最初にこの問題をとりあげたのが松隠居なる人物である。明治三十四年九月発行の『宗粹雜誌』^②において彼は、十年後の宗祖大師七百年御遠忌を目前にひかえ、二十五靈場の巡拝を奨励すると共に、従来の靈場は靈沢が大坂等の信者と共に選定したものであるから、祖意に叶わ

ずむしろ人意に重きを置いたものであつて、数も特に二十五ヶ所に限る必要がないとしている。そしてこれらの霊場の内、不適当な遺跡があるとして、③十輪寺 ④如来院 ⑦一心寺 ⑧報恩講寺 ⑩法然寺 ⑫欣浄寺 ⑮源空寺 ⑯月輪寺 ⑰法然寺 ⑳誓願寺をあげている。逆に、宗史上確実な遺跡であるにもかかわらず省かれた所として、美作菩提寺・洛東蓮華王院・靈山寺・引導寺・嵯峨清涼寺・太秦西光寺・西塔黒谷・丹後本願寺をあげ霊場改定の必要性を説いている。詠歌についても、宗祖の御詠以外のものでも随分変調なものがあるとして、四番・十番・十七番などを例にあげ、必ずしも御遺跡に詠歌が必要ではないからやめるべきであると主張し、これも又、改定の理由の一つにあげている。以上の理由から霊場改定を主張すると共に、その巡拝を奨励している。しかしながら、霊沢の霊場選定の功績は、百五十年來、宗祖巡拝を僧俗に知らしめた点において大きく、霊場を改定するのは是非なき次第で霊沢も決して不服を唱えられることはないであらうと締めくくっている。

次に明治三十八年から三十九年にかけて、川合梁定師が霊場改定について『浄土教報』にその意見を述べている。即ち、明治三十八年六月二十六日付(六四九号)・七月三日付(六五〇号)・七月十日付(六五一号)・七月二十四日付(六五三号)・八月七日付(六五五号)に、「宗祖遺跡に就て」と題し改定の

必要性を説いている。六月二十六日付では、二十五霊場の巡拝者が少ない理由として僧侶がそれを奨励しないためであるときびしく非難している。そして、霊沢の案内記刊行を賞賛しつつも、確実な史伝記録等に照らして選定されたものではなく、寺域の大小・道路の便否等をもって取捨したものであると指摘している。更に七月三日・十日・二十四日付の記事においては、霊沢選の二十五霊場の可否を霊場ごとに論じ、これらの内宗史に照らして確実なものは、①誕生寺 ②法然寺 ⑤勝尾寺 ⑪竜松院 ⑬滝山寺 ⑭正林寺 ⑯光明寺 ⑰二尊院 ⑱勝林寺 ⑳百万遍 ㉑知恩院のわずか十一ヶ所であつて、他の十四ヶ所は疑うべき余地があるのみならず、美作菩提寺・叡山黒谷・嵯峨清涼寺・太秦来迎房・京都蓮華王院・八坂引導寺などが宗史上確実な遺跡であるにもかかわらず濡れているのは遺憾であるといっている。八月七日付の記事では、遺跡を選定するにあたっては、法然上人行状絵図(以下、四十八巻伝とする)記載の御足跡である遺跡、九巻伝・十巻伝・正源明義抄等諸伝の異説による遺跡、口碑或は寺伝地理によつて、又は遺物の証明するところによつて遺跡と認められる場所などを諸伝の記載について公平に真偽輕重を判断するべきで、寺域の大小・交通の便不便等によつて取捨してはならないといっている。そして最後に、宗祖遺跡巡拝案内記編輯の志がある旨記している。川合師は『浄土教報』

法然上人二十五霊場の改定について（山本）

明治三十九年九月二十四日付の記事に、現在着手中の巡拝案内記の途中経過報告として、四十八巻伝記載の遺跡である本宗寺院十二ヶ寺、同じく他宗派寺院十二ヶ寺、四十八巻伝以外の記録及び伝記の遺跡である本宗寺院二十八ヶ寺、同じく他宗派寺院五ヶ寺、霊像及び遺物等を安置している本宗寺院十三ヶ寺、同じく他宗派寺院二ヶ寺、不分明な遺跡十三ヶ所をあげている。この結果、明治四十一年三月に宗粋社より

『宗祖大師遺跡霊場案内記』が出版されている。これには、二府十一県十七ヶ国にわたり六十ヶ所の遺跡霊場とその沿道において四十五ヶ所の縁故地及び遺物安置所があげられている。その内六十六ヶ所の遺跡霊場を記すと、知恩院・光照寺・大本山黒谷・法然院・大本山百万遍・大本山清浄華院・青龍寺・滝山寺・小松谷御房・蓮華王院・（寺町）法然寺・誓願寺・清涼寺・二尊院・（太秦）西光寺・黒谷青龍寺・勝林院・源空寺・一念寺・光明寺・二階堂・源光寺・一心寺・念仏堂・見性寺・一運寺・西明寺・如来院・阿弥陀寺・薬仙寺・（丹後）本願寺・十輪寺・浄運寺・誕生寺・菩提寺・（讃岐）法然寺・西光寺・西念寺・来迎寺・専称寺・（生口島）法然寺・光明院報恩講寺・（紀伊）法然寺・高野御廟所・熊谷寺・（大谷）往生院・（大和）法然寺・大仏殿・指圓堂・（近江）称名寺・欣浄寺・樹敬寺・（尾張）極楽寺・（三河）源空寺・（遠江）西伝寺・（遠江）応声院・正信坊・西方寺・往生院である。

更に川合師は、明治四十三年九月十二日付の『浄土教報付録』において霊場の選定に関して二つの意見を述べている。まず、十八番の月輪寺を除いて叡山黒谷に改めるべきこと、そして、讃岐国巡拝の時には必ず御左遷地である小松庄を巡拝することの二つである。その上、同年十一月には、他宗寺院にある宗祖遺跡において宗祖の七百年御忌を執行することを望んでいる。

このように明治三十四年から四十三年まで、松隠居及び川合師の両氏によって二十五霊場の改定に関する意見が出されているが、実際に改定されたのは大正十二年で、浄土宗開宗七百五十年の記念行事の一環として行われている。大正八年十月一日に開宗七五〇年記念大会準備局が知恩院に開設されているので、その頃から霊場改定の準備が始まり、大正十二年改定に至ったと思われる。

当時、宗祖開宗七五〇年を目前にひかえて、二十五霊場の完全な巡拝案内記の作成が叫ばれた様子で、総本山布教師会の問題となりその作成委員が選出されている。その顔ぶれは、護法信随・金田戒定・五島法住・角田俊徹等の諸師である。巡拝記作成に際しては宗祖の御遺跡としては因縁の薄い所や、折角参拝しても無人の所などがあって不都合であるとの声もおこり、特に第十八番の月輪寺がその例としてあげられ、他の不適当な所も共に改定されたのである。作成された

案内記は、『新撰元祖大師二十五霊場巡拝案内記』と題され、大正十二年十二月に総本山知恩院開宗記念伝道部から発行されている。

三

次に昭和八年の霊場改定について述べたい。昭和七年九月四日付『浄土教報』において江藤激英師は、大正十二年の改定の際改められた霊場を検討すると、十九番の法然寺が法然院に改められたのは同じ浄土宗内の寺院であるが、その他の十輪寺・報恩講寺・誓願寺は、西山派の遺跡であり、四天王寺・二尊院・月輪寺は天台宗に属するものであって、そこに何らかの意図があるかの如く述べている。同じく江藤師は、同年九月十一日付（一九五九号）の『浄土教報』において「元祖廿五霊場問題私見^②」と題し、再び二十五霊場問題について記している。即ち、二十五霊場は、その創始者の霊沢の意志を尊重し、今後もそれを永続すべきで、「史的研究の確乎たる基礎を有せぬ故にこれを改定する必要を認めぬ。元のまゝを保存したい。」とし、二十五番以外の宗祖遺跡は番外として受入れるべきであるといっている。そして最後に、「当面の問題に対する三私見」として次のように述べている。

新撰二十五霊場云々と現に知恩院教務部発行にかかるものより「新撰」の二字を除き、

法然上人二十五霊場の改定について（山本）

①元祖大師二十五霊場として旧来通りとし新撰のものは当該番の番外とすること。

②元祖大師廿五霊場の二十五霊場は数を表示するものでなく宗祖遺跡を表す名称と見て、第三番・第八番・第十七番・第十八番・第十九番・第二十番、即ち新旧問題の分両者共平等に取扱ひこの六番だけは霊場が二ヶ所あることとする。

③元祖大師廿五霊場は旧来の二十五ヶ所を主として広く由緒因縁地を番外として網羅し付録すること。

この後、二十五霊場改定の動きが顕著になる。浄土宗各派から成る浄宗会の総会が、昭和七年十月二日粟生光明寺において行われ、その席上、二十五霊場問題が誓願寺より提案されている。即ち、二十五霊場は旧霊場の復活を希望し、速やかに解決すべきであるとの内容であった^③。

霊場の改定に関しては、法然上人二十五霊場委員会が発足したが、その委員は、金田戒定・五島法住・柴田玄鳳・前田聰瑞・江藤激英師等であった^④。この委員会の動向の一つとして、昭和八年四月二十四日、知恩院において委員会を開催し、各委員は分担調査の結果を持ち寄り総合整理し本山布教師会へ報告する予定であることが『浄土教報』に報じられている。霊場問題は早急に結論が出された様子で、同年六月十八日付（一九九三号）『浄土教報』には、法然上人二十五霊場決定の記事がみえる。法然上人の新古霊場改定の最後の委員

会が六月十一日知恩院において開かれ、霊場が決定したというものである。決定された霊場は、霊沢選定のものとはほぼ同様であるが、十一番のみ、霊沢の案内記の場合は竜松院としているのを今回は東大寺指図堂と改めている。

同年十一月一日には、改定された霊場を記した『昭和新編元祖大師二十五霊場案内記』が発行されるに至った。凡例に「本案内記の完成には総本山布教師会の選出になる布教師会長高山龍善、委員金田戒定、五島法住、柴田玄鳳、前田聰瑞、江藤激英の諸師、並びに総本山執事長加藤鏡心、執事久松鎮瑞、大河内貫静、寺西聰字の諸師が専ら努力せられ、総本山教務部録事静永康道師は終始その庶務を缺掌せられた。本案内記の調査研究は各委員の分担に成るが、編纂執筆は主として江藤激英師の勞に待った。」と記されている。委員の内、金田・五島両師は大正年間の霊場改定にも関っており、二度の改定に携っていることがわかる。ともかく昭和年間の霊場改定に関しては、江藤師が編纂執筆を担当していることから、江藤師に代表される意見が主流をなしたようである。

四

以上から大正年間の霊場改定は、宗史上確実な遺跡を選定する趣旨で行われたにもかかわらず、昭和年間の改定の際に

は、大正年間の改定が西山派や他宗の遺跡を除外したもので適切でない選定であるとし、むしろ霊沢選定の霊場を尊重しそれを永続すべきとの判断を下したことがわかる。霊沢選定の霊場は、大正十二年から昭和八年の期間を除いて、ほぼ変更されることなく継承されることとなったのである。

今回の報告は、『宗料雜誌』『浄土教報』等限定された資料によって論を展開しており、今後さらに改定時の直接資料からの記述を課題としたい。

- 1 『藤堂恭俊博士古稀記念浄土宗典籍研究』研究篇参照。
- 2 五卷九号、「二十五霊場の改正」。
- 3 七十四号、「再び宗祖遺跡に就て」。
- 4 九二一号、「廿五霊場の巡拝に就て」。
- 5 『浄土教報』明治四十三年十一月二十八日、九三二号。
- 6 『知恩院史』。
- 7 『浄土教報』昭和七年九月四日、江藤激英「元祖廿五霊場問題について」。
- 8 再版は昭和二年に、三版は昭和三年に総本山知恩院教務部から出版されている。
- 9 『浄土教報』昭和七年十一月二十日、一九六八号。
- 10 『昭和新編元祖大師二十五霊場案内記』凡例。
- 11 昭和八年四月二十三日、一九八五号。

△キーワード▽ 霊沢、法然上人二十五霊場、二十五霊場の改定

（仏教大学図書館員）